

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 6 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第45号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、<u>第3項、第7項及び第9項</u>に定める感染症並びに<u>人事委員会</u>がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項及び<u>第3項</u>に定める感染症及び<u>人事委員会</u>がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。